第 7481 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2024年)令和 6年 8月 26日 月曜日

発行所 株式会社FPシミュレーション
大阪市中央区備後町２－４－６ TEL : 06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 FAX : 06-6209-8145

♤ 令和５年10月～12月の裁決事例

Q：令和５年の10月から12月の裁決事例が公表されたとか。どのような内容でしたか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から令和５年10月分から12月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が５件、所得税法関係が１件、法人税法関係が１件、相続税法関係が１件、国税徴収法関係が１件の９件でした。

主なものに、次のものがありました。

【所得税法関係】

この事例は、請求人が、所得税等の確定申告等をした後、病院へ通院するために要したとする自家用車のガソリン代、高速道路利用料金及び駐車場利用料金が医療費控除の対象となる医療費に含まれていなかったとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、当該ガソリン代その他利用料金は医療費控除の対象となる医療費に該当しないとして更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、請求人がその全部の取消しを求めた事案です。

請求人は、医療費控除の対象となる医療費には診療行為又は治療行為に付随ないし関連する費用として通院費が含まれるから、病院へ通院するために要した自家用車のガソリン代、高速道路利用料金及び駐車場利用料金（ガソリン等）は通院費であり、医療費控除の対象となると主張しましたが、審判所は、医療費控除の対象となる医療費には該当しないとして棄却しました。